

平成15年7月3日

参考資料2

第18回社会保障審議会年金部会 議事録

平成15年5月13日

第18回 社会保障審議会 年金部会 議事録

日 時：平成15年5月13日（火） 10：00～12：30

場 所：富国生命ビル 28階会議室

出席委員：宮島部会長、神代部会長代理、井手委員、今井委員、大澤委員、大山委員、岡本委員、翁委員、小島委員、近藤委員、杉山委員、堀 委員、矢野委員、山口委員、山崎委員、若杉委員、渡辺委員

○ 高橋総務課長

定刻になりましたので、ただいまより、第18回社会保障審議会年金部会を開会いたします。

議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

座席図、議事次第のほか、次のとおりであります。

資料1、「第18回年金部会委員会提出資料」でございます。

この資料の中で、井手委員の「手」が「出」という字になっています。「手」の誤りでございます。大変申し訳ございませんでした。それから、参考資料1、「第15回年金部会の議事録」でございます。参考資料2「公的年金制度に関する世論調査の概要」でございますけれども、これは連休前に内閣府政府広報室から公表されたものでございますが、時間の関係もございまして、今日は概要のみの提出にとどめております。次回正式に、世論調査の全体をご提出申し上げたいと思います。

なお、ご参考のために申し上げれば、本日のテーマの短時間労働者、第3号被保険者問題はこの概要では、15ページ、16ページ、17ページに調査の結果が載っております。

委員のご出欠の状況でございますが、本日は委員の皆様全員がご出席であります。今、少し遅れいらっしゃる翁委員ですけれども、ご都合によって途中で退席されると伺っております。ご出席いただいている委員の皆様方は三分の一を超えておりますので、会議は成立いたしております。

それでは、以降の進行につきましては、部会長よろしくお願ひ申し上げます。

○ 宮島部会長

おはようございます。本日は前回に統いて、短時間労働者と第3号被保険者の問題について集中的に審議をしたいと思っております。

まず始めに、お手元に資料1としてございますけれども、今回はほとんど全員の委員から、意見の提出がございましたので、これについてご説明をいただいた後で質疑なり議論なりをしていくという順番で進めていきたいと思っております。

なお、それぞれの提出されました意見につきましては、各委員の方から5分ほど、大変短い時間でございますけれども、要点をご説明いただきたいと思っております。なお、井手委員・岡本委員・矢野委員、大山委員・小島委員・山口委員から連名で意見が提出されておりますので、それにつきましては、

矢野委員と小島委員から代表してご説明をいただくことにいたします。井手委員は別途資料がございますので、これは別途ご説明いただくことにいたしまして、井手委員、今井委員、大澤委員、翁委員、小島委員、杉山委員、堀委員、矢野委員、山崎委員、渡辺委員の順でご発言をいただくということにいたします。その後、若干休憩をとりまして、残りの時間を相互の質疑と議論に充てたいと思っております。

なお、極めて説明の時間が限られていますが、どうしてもその時間内で説明できない部分については、とりあえず一通り5分ほどでご説明いただいた後、後半の議論の部分で少し補充をしていただくことも構わないと思っておりますので、そのような形で議事を進行させていただきたいと思います。

それでは、井手委員からお願ひいたします。井手委員は連名で提出されている部分もございますけれども、その点も含めてご説明いただければと思います。

○ 井手委員

私の方では「第3号被保険者制度の見直し案に関する意見」ということで、岡本委員、矢野委員と連名で出させていただいている資料の第3号の部分について意見を出させていただいております。

資料については、最初に文章で考え方を示しておりますけれども、参考資料として、1、2、3と表と図が付いております。資料1は、「現行の第3号被保険者制度が有する課題と解決案」ということで、主に「女性と年金検討委員会」の中で、現行の第3号被保険者制度に関する様々な意見として出されていたものについて、第9回の年金部会でも事務局より提示されておりましたので、それが「方向性と論点」の中でどのように解決されているのかに関しての私の意見を述べたものでございます。

それから資料2は、現行の制度等を見直した場合の給付と負担の関係について、片働き世帯、共働き世帯、あるいは事業主に関してどのように変化するか、またトータルとしての厚生年金制度の收支はどうになるかというものを表にしてみたものでございます。ここで出ておりますI、II、III、IV案という表示は、「方向性と論点」の中で出ておりました案をもとに書いております。

それから、3枚目の表でございますけれども、短時間労働者に厚生年金の適用拡大をした場合にどれだけ第3号被保険者が縮小されるのかという観点から数字を見てみたものでございます。

それでは、この参考資料を見ていただきながらご説明をさせていただきたいと思いますけれども、一番最初のページに戻りまして、「女性と年金検討会」の非常に重要なテーマでありました3号問題、あるいは短時間労働者への厚生年金の適用拡大の問題は、個人単位か世帯単位か、あるいは応能負担か応益負担か、公平性が確保されているかという、年金制度に係る基本的な論点をはらむ問題として認識されていましたと思います。

こうした視点を踏まえて現行制度に関する批判を解消するということで、「方向性と論点」では4案が提示されています。

資料1をご覧いただきますと、これは私が「方向性と論点」を読む中で、こうした批判を解消するためにこういった案を考えたのであろうと理解して整理したものでございまして、必ずしも「方向性と論点」の趣旨に合っているかどうかは確認をしておりませんけれども、恐らくはこういう考え方で代案を

考えたのではないかと想定しております。 様々な意見というところをざっと見ますと、片働き世帯を優遇しているのではないかという共働き世帯あるいは単身世帯からの不公平感、例えば専業主婦といったような実態でありながら自営業の妻は定額の保険料を払うのに対して、サラリーマンの妻はそれを払わざとも基礎年金を受給できるといったことに対する 1 号からの不公平感、あるいは育児や介護を行っていることをどのように評価するかといった意見があるのではないかと思います。

それで、片働き世帯を優遇する制度との指摘に対しては、年金分割案で、2 号の被扶養者も半分共同して保険料を負担するという考え方を適用することによって、個人単位で見ても負担をしていると理解して解決しようと見えるわけですけれども、実際には負担なしで基礎年金が給付されるという点は変わっておりませんので、不公平感は解消されないのではないかと存じます。私も仕事をしているいろいろな女性に聞いてみると、負担なしに 1 階部分があるということに加えて、2 階の半分が付くというように見えるということで、不満感が解消されることにはならないのではないかと思います。

それから、短時間労働者に適用拡大を行うことによって、加入者が 3 号被保険者に流れることを防げるのではないかということも意図して IV 案があったのかと思いますけれども、IV 案では、年金分割が行われると、働いて自分の厚生年金を受け取るよりも、夫の年金の半分をそのままでも受給できるのであればその方がいいのではないかということで第 3 号被保険者にとどまるものが多くなるのではないかと考えております。

それから、負担能力の問題に関しても、分割ということで擬制するのか、あるいは負担能力はないとなして給付調整案で免除者あるいは半額免除者の扱いにするのか、保険能力負担の見方で答えも違ってくるのかと思いますけれども、ないとみなせば、1 号との公平性では担保されるのかもしれないと思います。

それから、3 番に出ております、単身世帯から共働き世帯に再分配されているという批判に対しては、3 号を有する 2 号の中で定率で分担すればいいのではないかというような考え方が示されていますが、それに関しては非常に納得感はありますが、個別の企業ごとに見ると片働きの社員を多く有する企業が事業主負担が多くなることですとか、そもそも配偶者が働いているのかどうかということで異なる率を適用するということがシステム管理上可能であるのかという問題が生まれてくると思います。

最後の 5 点目に関しては、この「方向性と論点」の中では、育児・介護をする者のみを 3 号として存在させるということではなくて、育児期間に対する配慮を 1 号、3 号に拡大するということで検討がされておりますけれども、このことに関しては、以前次世代育成支援のところで意見を申し上げたとおりに、やはり私自身は年金で配慮するよりも保育サービスの充実によって解決すべきと考えております。

いろいろ見てみると、非常に知恵を絞って案を考えていたいていると思いますけれども、どこへ行ってもどこかに突き当たってしまう迷路に入ったような感じがいたします。それから 2 番目の資料に書いてあります厚生年金収支のところを見ましても、これだけ苦労していろいろ案を考えても、改善されるのは、給付を調整するというところ、あるいは標準報酬が 62 万以上の世帯に対して多くの負担を求

めるけれども、給付には反映させないというところで収支が改善されるぐらいしか出てこないのかなという感じがいたします。また、3番目の資料に出ておりますように、前回ご説明がありました年収65万円以上、あるいは週20時間以上を適用拡大の条件とした場合に約400万人の2号被保険者が新しく発生するということであったかと思いますけれども、その2号が1号、3号、未加入それぞれどこから移行していくかというのはよくわからないのですが、平成12年度の数字では、3号被保険者1,153万人、平成13年度はもうちょっと減っていたと思いますけれども、その中で仮に例えば300万人が2号に移行したとしても850万人ぐらいが残るということでございます。それからさらには未納・未加入者数也非常に多く、負担していない割合の多さを見ますと、短時間労働者に厚生年金の適用を拡大して支え手を増やすということは非常に重要なことであると思いますけれども、それでも支え手となっている人がいかに少ないかということを実感するのでございます。

そういう中で、今の枠組みの中で、どのようにこの3号問題を解消していくかということを考える場合に、基礎年金給付を制度内に持つ限り、3号のような収入がない人、あるいは短時間労働者のような一般的に収入の低い人をその枠組みの中に入れると、1号が定額制で負担を行っているということと比較して、均衡を図るために様々な調整が必要となると考えられますし、非常に制度が複雑になるのではないかと思います。そもそも女性と年金というテーマの中では、フルタイム雇用や育児・介護による就業の中止やパートタイム雇用といったように、人生の中でもいろんな場面があり、また、自分に限らず夫がリストラされるとか、自営業になるとか、あるいは離婚といったことがあるわけで、こういった立場により、その都度給付と負担のあり方が変わってくるような制度設計は好ましくないのではないかというふうに考えます。

そういう意味で、基礎年金の税方式化ですか、その過程での1階と2階の峻別が、3号問題や短時間労働者への適用拡大の問題の解決に資するのではないかと考えております。

一方、報酬比例の年金に一本化する場合には、無収入ですか低所得者の方に最低保障年金を用意するという考え方があると思いますけれども、そのときにはI案の夫婦間での年金分割というのではなく、最低保障年金に3号がなだれ込むことを防ぐという手立てにはなるのではないかと考えます。

どちらにしましても、3号や短時間の適用拡大を考えるに当たっては、一番最初に検討しました給付と負担のあり方の論議をしないことには考えが進められないのではないかと考えております。

以上でございます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。それでは、今井委員、お願ひいたします。

○ 今井委員

私の方は、今、井手委員がおっしゃったように、細かい説明を受けるごとに何か難しさを感じているので、今回は第3号被保険者に関して公平性ということに着目をした意見ということで出させていただきました。読ませていただきます。